

14 後期高齢者医療

◎後期高齢者医療制度【税務住民課税務徴収係 ☎42-2111（内線 222・223）】

75歳以上の方と一定以上の障がいのある65歳以上75歳未満の方（岩手県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります）は、国民健康保険や社会保険等から脱退し、「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかることとなります。加入日は75歳の誕生日からとなります。医療機関などで受診される際は、必ず後期高齢者医療制度被保険者証を提示してください。

●65歳以上の被保険者における「一定以上の障がい」とは

手帳の名称等	障がいの程度
国民年金法における障害年金	1級及び2級
精神障害者保健福祉手帳	1級及び2級
療育手帳	A
身体障害者手帳	1級、2級、3級及び4級の一部

●後期高齢者医療の被保険者の方は、被保険者証（保険証）を提示して受診し、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を自己負担することとなります。

●自己負担割合

自己負担割合	所得区分	備 考
3割	現役並みⅢ	課税所得690万円以上
	現役並みⅡ	課税所得380万円以上
	現役並みⅠ	課税所得145万円以上
2割	一般Ⅱ	課税所得28万円以上
1割	一般	現役並み（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、低所得者（Ⅰ、Ⅱ）以外の方
	低所得者Ⅱ	世帯全員が村民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が村民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

※課税所得とは、村民税の課税所得であり、世帯内の被保険者のうち最も高い方の課税所得で判定します。

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者やその方と同じ世帯の被保険者は村民税の課税所得が145万円以上であっても「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下であれば自己負担割合が1割になります。

※課税所得が145万円以上であっても、年収が次の条件に該当する場合は、市町村の担当窓口へ申請し、広域連合が認めた場合、自己負担割合が1割となります。

①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満

②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計が520万円未満

③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70～74歳の方がいる場合は、その方の収入を合わせて520万円未満

●入院時の負担

(1) 一般病床に入院したときの入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

所得区分		標準負担額
現役並み所得者 一般		460円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

(2) 療養病床に入院したとき

所得区分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者 一般	460円	370円
低所得者Ⅱ	210円	370円
低所得者Ⅰ	130円	370円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

(1) 一般病床に入院したとき及び(2) 療養病床に入院したときにおいて、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場税務住民課窓口申請してください。

●高額療養費の支給

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。一度申請いただくと次回からは自動で指定の口座に振り込みます。

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並みⅢ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円> ※1	
現役並みⅡ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円> ※1	
現役並みⅠ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円> ※1	
一般Ⅱ	180,000円または(6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%) の低い方 ※2※3	57,600円 <44,400円>
一般Ⅰ	18,000円 ※2	57,600円 <44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 直近12か月の間に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目からは< >内の金額。

※2 自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して144,000円の限度額を設けます。

※3 令和7年10月1日以降は18,000円

●高額介護合算療養制度（医療と介護の自己負担合算後の限度額）

1年間（毎年8月～翌年7月まで）における後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、超えた金額を払い戻し、負担を軽減します。入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド代などは含みません。

・医療と介護の自己負担合算後の限度額

所得区分	後期高齢者医療＋介護保険の限度額
現役並みⅢ	2,120,000円
現役並みⅡ	1,410,000円
現役並みⅠ	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円

●保険料の算定方法

保険料は被保険者均等割（応益割）と所得割（応能割）に分けられます。保険料は医療費の給付などの状況から、2年ごとに見直しされます。保険料額は、年額660,000円が限度額となります。

・岩手県の保険料

令和4年度・5年度の保険料率	
被保険者均等割額	所得割率
40,900円	7.36%

所得割額＝（前年の総所得金額等－基礎控除額：430,000円）×7.36%

●保険料の軽減

①所得が少ない方への軽減

世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じて、均等割額が軽減されます。65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判断します。

・均等割額の軽減

世帯（世帯主と被保険者）の総所得金額等	軽減割合	均等割軽減額
基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者数（※）－1）を超えない世帯	7割	28,630円
基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者数（※）－1）＋28.5万円×（被保険者数）を超えない世帯	5割	20,450円
基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者数（※）－1）＋52万円×（被保険者数）を超えない世帯	2割	8,180円

※年金・給与所得者の数（世帯主及び被保険者のうち、以下いずれかに該当する人の数）

- ・給与収入が55万円を超える方（専従者給与は含まない）
- ・前年12月31日現在65歳未満で、公的年金等収入額が60万円を超える方
- ・前年12月31日現在65歳以上で、公的年金等収入額が125万円を超える方

②被用者保険の被扶養者の方への特例

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療の資格取得後2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

※国保、国保組合に加入していた方は該当しません。